

高円寺北四丁目新生会 規約

第1条 本会の名称を高円寺北四丁目新生会と称する

第2条 本会は会員相互の親睦に貢献することを目的とし、以下の事業を行う

1. 区域内の街灯、消火器等公共設備、備品の状況把握維持に関すること
2. 防火、防災、防犯、衛生に関すること
3. 官公署との連絡、委員の推薦、ポスター掲示・撤去およびチラシ等の回覧に関すること
4. 共同の福祉、地域コミュニティの活性化に関すること
5. その他目的達成に必要な事項

第3条 本会は高円寺北四丁目地域に居住する世帯及びその家族をもって組織する
(区域内に在るアパート、営業所、事務所、その他これに類するものは、世帯に準じ、それぞれ代表者を定め、会員として加入するものとする)

第4条 本会の事務所は、会長宅とする

第5条 本会は下の役員を置く

会長1名、副会長若干名、庶務役員若干名、会計役員若干名、監査2名、担当役員若干名

第6条 役員の任務は下の通りとする

1. 会長は会務を掌握し、会を代表する
2. 副会長は会長を補佐し、会長が事故ある時はこれを代理する
3. 庶務役員は当該会務を処理する
4. 会計役員は出納並びに予算書、決算報告書を作成する
5. 担当役員は、当該担当の会務を処理する
6. 監査は会計事務を審査する

第7条 会長、副会長、庶務、会計、担当各役員、監査は役員会において推薦し、総会の承認を得るものとする

第8条 本会は顧問、相談役をおくことができる

1. 顧問、相談役は役員会に諮り会長がこれを委嘱する
2. 顧問、相談役は会議に出席し、協議に加わることができる

第9条 役員の任期は1ヶ年とし、任期満了といえども後任者が、就任するまではその職務を行う。但し留任を妨げない

第10条 本会の会議は定期総会、臨時総会、役員会とする

1. 定期総会は毎年4月に開催し、決算報告を承認、事業計画及び予算、その他重要案件を審議する

2. 臨時総会は緊急必要ある場合に開催する

3. 役員会は年4回以上開催し、会務についての一般事項を処理する

第11条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる

第12条 本会の収入は会費、補助金、寄付金、その他をもって充てる。

本会の会費は会員 年1200円とする

第13条 本会に下の帳簿を備え、会務に支障のない範囲で会員の縦覧に供する
会員名簿、会議録、出納簿、財産台帳、付属帳簿、その他

第14条 本規約は総会決議により改訂することができる

付則 本規約は昭和40年10月1日より施行する

改訂 平成13年 4月 1日 改正

平成16年 4月 1日 改正

平成18年 8月25日 改正

令和 6年 3月30日 改正